

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



最近、夫婦の離婚に際し、子の面会交流の方法について、協議が難航し、審判に至るケースが多いものと思います。今回は、子の面会交流について、検討していきたいと思えます。

Q₁ 子との面会交流の法的根拠は何でしょうか。

A₁ 平成23年の民法改正により、面会交流の法的根拠は、民法766条に規定されております。すなわち、父母が協議上の離婚をするときは、「父又は母と子の面会及びその他の交流」について協議で定め、協議が調わないときは、家庭裁判所が「子の監護に関する事項」として定め、これを定めるにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と規定されています。

Q₂ 子との面会交流の法的性質はどのように考えるべきでしょうか。

A₂ 民法改正に伴い、子との面会交流の法的性質は、非監護親の権利及び監護親の義務であると同時に、子の権利でもあること、そして両者の利益が対立する場合には子の利益を最優先に考えるべきでしょう。このことから、子との面会交流は子の利益から、面会交流のあり方を検討していくことになるかと思えます。

Q₃ 子との面会交流について、最近の傾向はどのようになっているのでしょうか。

A₃ 非監護親と子との面会交流は基本的に子の健全な育成には有益なものであることから、面会交流によって子の福祉を害するおそれがあるといえる特段の事情がある場合を除き、原則として認めるべきという運用がなされています。

Q₄ 面会交流によって子の福祉を害するおそれがある特段の事情がある場合とは具体的にはどのような場合でしょうか。

A₄ 例えば、非監護親による子の連れ去りのおそれ、非監護親による子の虐待のおそれ、非監護親の監護親に対する暴力などが考えられます。

Q₅ その他に、面会交流が認められないケースにはどのようなものがありますか。

A₅ 一般的な傾向として、子が幼く、面会交流の実施には監護親と非監護親との協力が不可欠なケースにおいて、DVや心理的対立の激しさ等から当事者双方の協力が非常に困難と思われる場合には、面会交流が認められない傾向があります。

ただ、当事者の了解をもとに、第三者機関を利用するなどして、非監護親と監護親との直接の対立を緩和する措置を講じて、面会交流を実施する場合があります。

Q₆ 面会交流を拒否した場合、どのようなこととなりますか。

A₆ 調停、審判等により面会交流が決められたにも関わらず、正当な理由なく、監護親がこれに従わない場合、非監護親はその履行確保の方法として、履行勧告の申立、再調停の申立、不法行為責任の追及（慰謝料の請求）、間接強制の申立が可能です。特に、間接強制について、不履行1回につき20万円の支払を命じた決定例があります（平成14年8月12日神戸家裁決定）。